

平成28年6月第2回八街市議会定例会会議録（第5号）

.....

1. 開議 平成28年6月9日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

1番 山 田 雅 士
2番 小 澤 孝 延
3番 角 麻 子
4番 鈴 木 広 美
5番 服 部 雅 恵
6番 小 菅 耕 二
7番 小 山 栄 治
8番 木 村 利 晴
9番 桜 田 秀 雄
10番 林 修 三
11番 山 口 孝 弘
12番 小 高 良 則
14番 川 上 雄 次
15番 林 政 男
16番 新 宅 雅 子
17番 京 増 藤 江
18番 丸 山 わき子
19番 石 井 孝 昭
20番 加 藤 弘

.....

1. 欠席議員は次のとおり

13番 湯 浅 祐 徳

.....

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北 村 新 司
副 市	長	松 澤 英 雄
総 務 部	長	武 井 義 行
市 民 部	長	山 本 雅 章
経 済 環 境 部	長	江 澤 利 典
建 設 部	長	河 野 政 弘

会 計 管 理 者	勝 又 寿 雄
財 政 課 長	會 嶋 禎 人
国 保 年 金 課 長	和 田 文 夫
高 齡 者 福 祉 課 長	吉 田 正 明
下 水 道 課 長	山 本 安 夫
水 道 課 長	金 崎 正 人

・連 絡 員

秘 書 広 報 課 長	鈴 木 正 義
総 務 課 長	大 木 俊 行
社 会 福 祉 課 長	佐 瀬 政 夫
農 政 課 長	水 村 幸 男
道 路 河 川 課 長	横 山 富 夫

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長	加 曾 利 佳 信
教育委員会教育次長	村 山 のり子

・連 絡 員

教 育 総 務 課 長	廣 森 孝 江
-------------	---------

○農業委員会

・議案説明者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	川 崎 義 之
-------------------	---------

○監査委員

・議案説明者

監 査 委 員 事 務 局 長	吉 田 一 郎
-----------------	---------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	藏 村 隆 雄
副 主 幹	小 川 正 一
副 主 幹	中 嶋 敏 江
主 査	須 賀 澤 勲
主 査 補	嘉 瀬 順 子
主 任 主 事	醍 醐 文 一

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第5号）

平成28年6月9日（木）午前10時開議

日程第1 議案第2号から議案第8号、議案第10号

質疑、委員会付託

日程第2 休会の件

○議長（加藤 弘君）

ただいまの出席議員は19名です。議員定数の半数以上に達していますので、本日の会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

最初に、平成27年度継続費精算報告書が提出されましたので、配付しておきました。

次に、本日の欠席の届出が湯浅祐徳議員よりありました。

以上で報告を終わります。

日程第1、議案第2号から議案第8号、及び議案第10号を一括議題とします。

これから質疑を行います。

質疑の通告がありますので、質疑を許します。

なお、会議規則第57条及び議会運営等に関する申し合わせにより、各議員の発言時間は、答弁も含め40分以内とし、質疑は一問一答、同一議題につき2回までとなっております。また、上程された議案についての質疑でありますので、議題外にその範囲が広がらないようお願いいたします。

最初に、新宅雅子議員の質疑を許します。

○新宅雅子君

おはようございます。質疑をさせていただきます。

議案第7号ですが、まずこの第7号、一部を改正と書いてありますが、どのように一部を改正するのかお聞きいたします。

○市民部長（山本雅章君）

議案第7号の基準の改正、基準の一部改正について申し上げますと、これは学校教育法等の一部改正によりまして改正をするものでございます。学校教育法の一部改正ですが、これは小学校、中学校のほかに小中一貫校として義務教育学校というものが設置されたことに伴いまして、その教諭の資格につきましても小学校教諭、中学校教諭というもののほかに義務教育学校の教諭というものが別個に設けられたということでございまして、その学校教育法の一部改正を受けまして厚生労働省令というものがございまして、厚生労働省の放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準、この中で指導員に関する基準の方がその義務教育学校が追加されたということに伴う条例改正でございます。

○新宅雅子君

それでは、資格要件に義務教育学校の教諭となる資格を有するものを加えるとありますが、これは書いていないですが必ず必要なのか、それとも。

あと現在の支援員は、例えばそういう資格のない方もいらっしゃると思うんですが、そういう方の継続も可能なのか、それをお聞きいたします。

○市民部長（山本雅章君）

この支援員の方につきましては、まずいろいろちょっと要件がございまして、まず学校教育法の関係で申しますと、小学校の教諭、小学校の先生ですね——の免許、それから中学校の先生の免許、それに加えて今回の義務教育学校の教諭の免許というものがそれぞれ別個にどうも定められているようでございまして、今回の学校教育法の一部改正でその義務教育学校の教諭の免許というものを追加するという単純な追加ですので、全ての免許を持っていなければいけないというわけではございませんで、小学校教諭とかを持っていれば支援員としてやっていただけると。それからそのほかに、あと保育士免許ですとか社会福祉士の免許、いずれか1つを持っておれば指導員として指導できるというものでございます。

○新宅雅子君

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤 弘君）

以上で、新宅雅子議員の質疑を終了します。

次に、京増藤江議員の質疑を許します。

○京増藤江君

それでは、議案第8号、平成28年度八街市一般会計補正予算、9ページからお願いいたします。

歳出2款1項6目庁舎耐震整備事業費について、518万4千円ですけれど、これについて伺います。どこで大震災が起きても不思議ではない、このような日本列島でその被害を最小限に抑えることに加え、庁舎の十分な安全対策が市民生活の復旧にとっていかに重要かを熊本地震は示しています。

そこで、今年度中に耐震を終了する予定の第1庁舎についての今後の計画及び庁舎全般の安全対策について伺います。

○総務部長（武井義行君）

まず、第1庁舎の耐震、この庁舎につきましては、本議会の方に予算を計上させていただいているところでございますけれども、今議会、予算が承認された以降、速やかに入札等の準備を行いまして、耐震診断につきましては年内に極力終わらせたいと。それをもちましてその結果を踏まえて、まだ耐震が足りないという結果が出た場合には、今後のどのような耐震化をするか等も検討しなきゃいけませんけれども、早急に設計また耐震工事等に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

○京増藤江君

今議会、耐震を今年度中に進めていくと。これは本会議の中でもそういう答弁がありました。それで、やはり危険になったとき、これは対処が必要だというときにどのような基準まできちんとやっていくのかとか、それから全体の第3、第4庁舎、そういう今何とか大丈夫と、いさ0.6ぐらいまで大丈夫なのかなと思うんですが、それが0.6強なのか0.6弱でよしとするのか、そのような。今ちょっと私最初の質問でお聞きしたのは、その第1庁舎の耐震の結果、どのような対応をしていくのかということと、それと庁舎全般の安全対策

について伺いたいと、そういう質問だったのですけれどもお願いします。

○総務部長（武井義行君）

それでは、まず耐震基準ですけれども、これは新基準では震度6強というものを設定しております。i s 値、これはi s 値と申しますのは地震力に対する建物の強度を数値であらわしたのですが、庁舎の場合ですとi s 値0.9以上ということで設定することになります。一般の住宅ですと0.6ということになるのですが、避難場所につきましては0.75という数字がありますけれども、特に防災上重要なものについては0.9以上ということで、当然市の庁舎につきましては0.9以上ということで設定することになると思います。

また、これはご案内のとおり、第2庁舎につきましては、早期に課等の移動を行った中で改定工事を進めるということと、その他の庁舎につきましては、これは新基準にのっとり建築されておりますので、現時点では問題がないというふうに判断しております。

○京増藤江君

本当に庁舎については、ここは安全な建物だと市民の皆さんは信じて来られるわけですから、本当に被害が起きないような、そういう対策をしっかりととっていただきたいと思います。

次に、同じ9ページ、ふれあいバス運行事業費についてなんですけれども、ふれあいバス車両購入約1千41万円ということですが、高齢化によって今後公共交通の充実はさらに必要となると思います。いかに利用者を増やすことができるかが課題ではないか、北コースの車両を購入するわけですが、この間も乗客数の推移と今後の見通しについて伺います。

○総務部長（武井義行君）

これは一般質問の中でも若干触れさせていただいているのですが、北コースに限定して申し上げますと、北コースにつきましては平成14年度がピークでございました。その後人口減少等がありまして利用者が若干減少しておるのですが、平成26年度では1万7千877人、前年度と比較しますと5.5パーセント、946人の増加となっております。ただ、平成27年度では1万6千481人、これは前年度比で7.8パーセント減となっておりますけれども、これは昨年9月から日曜日、それから年末年始、こういったものを運行運休したという影響が出ているものだと思います。ただ、ふれあいバス、この1日あたりの平均乗車数で申し上げますと、平成25年度が46.4人、それから26年度が49.0人、27年度は49.4人という増加傾向にありますので、今回再編計画等も今後行うわけですが、利用される方は増加していくのではないかとこのように考えております。

○京増藤江君

本当は車を手放したいんだけど、手放してしまったら暮らしが成り立たないということで乗用車を持ち続けると、そういう方が年配になってもいらっしゃるという点では、いかに便利にしていくかということが課題であると思うんですけれど。

それから、土日休みになったということも乗客が少ないということもあると思うんですけれど、やはりこの毎日の利便性というところでは所要時間の短縮、それから便利になったから

乗りたいなど、そういうふうな利便性の向上、そして土日もあり必要だと、こういう声もありますので、全体を考えていただいて運行ということはしていただきたいと思います。

それから、乗合タクシー、今後開始される予定ですけど、ふれあいバスの運行とあわせて乗合タクシーについてもしっかりと利便性を高めていただきたいと思います。本当に交通弱者という言葉が必要ない、そういう街づくりが必要だと思います。今後、やはり公共交通のあり方は市の重要課題として位置付けて、市民の皆さんと研究する必要があると思うんですけど、今後もそのような街づくりについてはどのような計画なのか伺います。

○総務部長（武井義行君）

街づくりという大変大きなお話なんですけど、今回のふれあいバスの再編計画につきまして市民の方、それから専門的知識を有する方等を交えた中で協議検討して現在に至っております。今後実施計画等を作っているわけですけども、当然議員の皆様方にもいろいろとご意見を伺った中で策定していきたいと思っております。

また、市の計画、これは全般的なことですけども、これはやはり市民の方のご意見を十分尊重した中で、いずれどのような結果につきましても策定していきたいというふうに考えております。

○京増藤江君

今、八街市としても人口をいかに減らさないか、八街市に来ていただくかと、そういうことが本当に重要な課題となって、一般質問などでもそういうことが取り上げられております。しかし、現実には通学に不便だからとか、先ほども申し上げましたけれど、自家用車を手放したら生活が成り立たない、それで便利なところへ引っ越してしまうと、そういうことが後を絶たないと、そういう状況ですから、これからやはり市民の皆さんと一緒にぜひ研究、これは継続していただきたいと思います。

次に、地区コミュニティ推進費についてなんですけど、これは説明書の中に真井原区への建設費の補助金というふうに書いてありますのでそうだと思うんですけど、真井原区なのかの確認。また安全性、利便性などの点から建てかえが必要な地域もまだあるかと思うんですけど、ほかの地域からの要望はどのくらいあるのかお伺いします。

○総務部長（武井義行君）

今お話にありましたように、この地区コミュニティ推進費、これにつきましては真井原区への補助でございます。また、ほかの区等からも2カ所ほど今申請が上がっておりますので、今後補助金等の関係もございまして、そういったものを調整した中で交付できるような形で進めてまいりたいと考えております。

○京増藤江君

上がっているということなんですけど、やはりその地域の拠点となる、住民活動の拠点となるコミュニティセンター、ぜひ要望に沿って補助していただきたいと思います。

今回はその次の地区コミュニティ育成については宝くじ、一般財団法人自治総合センターからも1千750万円の補助が出て、建築費に充てられるというようなことなんですけど、こ

れは宝くじ、そういうところからも補助があるということは、本当に地域の皆さんは助かると思いますが、このような例はどのくらいあるのか。

また、コミュニティセンターで子育てサロンや高齢者サロン、今頑張って地域の方が開いておられるのですけれど、この住民の自主的な活動を育成するために、市としてもやはり会場費や活動費などの助成なども創設してはどうかと思うんですがいかがでしょうか。

○総務部長（武井義行君）

まず、すみません、申し訳ありません、訂正させていただきますけども、先ほど2カ所から申請と申し上げましたけど、まだ相談の段階で申請自体は上がっていないということでございます。

それから、まず今回宝くじの関係で1千750万円ということで、これは真井原区と住野区への備品購入ということで250万と1千500万円ということでございます。それで、当然地区コミュニティ、これは推進する中にやっぱり高齢者の方に対する問題ですとか、防犯、また防災、これの市民同士の横の連携とか大変重要な施設でございますので、こういった補助金を使いながら、さらに市民の方にも活用していただけるように周知等していったまいると思いますけども、先ほど市の方から。

すみません、それと子育て支援ということもございました。当然これも地区の子どもたちですとかそういった方にも利用できる施設ということですので、子育て支援につきましても大変有効な施設だというふうに考えております。

また、市独自の補助制度というお話もあったと思いますが、それにつきましては、今回540万円も計上しておりますけども、これも市独自の補助でございますので、この辺につきましては、今後いろいろな需要等も確認した中で必要なものについては検討してまいりたいと思いますけれども、現時点でこういった形で540万円の補助というふうに行っておりますので、その辺は検討課題とさせていただきたいと思います。

○京増藤江君

もちろんこの建設費は補助していただいているわけですが、やはり今、区に入られる方々が本当に減っていると、増える方向ではなく減る方向という点からは、やはりその市民の方々が自主的にこういう活動をしたいとやっておられる、そういうところにやはりその補助していくということは、地域の方々とこんなに自分たちがやりたいことができるんだという点では、住民の皆さんの地域づくりにすごく貢献すると思いますので、ぜひその建物だけではなくて、本当に住民の皆さんが必要としている、そういう活動にも今後目を向けて補助などもする、そういう方向を考えていただきたいと思います。

次に、11ページの農産産地支援事業費についてなんですけれど、落花生など特産物の生産性向上、それから生産出荷体制などの整備のために必要な、共同で利用する機械や施設などの整備に対する支援事業費のようなんですけれど、この内容及び補助金を出すに至った経過について具体的に伺います。

○経済環境部長（江澤利典君）

それでは、農産産地支援事業費ということで86万4千円ということになっております。先ほど議員がおっしゃったように、この事業の概要といたしましては、落花生、米、麦、大豆、芋類関係の特産物の生産性の向上、生産出荷体制などの整備を図るために必要な機械、施設等の整備に対して、県単事業でございますけれども、それを活用して補助金を交付するというところでございます。

事業の内容なんですが、今回は2団体を予定しておりまして、落花生の収穫機2台分でございます。これについては、西林地区、真井原地区の關係に補助を出すということになっております。今質問がありました背景といいますか、補助金を活用するにあたっての背景を簡単に申しますと、落花生の栽培はほとんど手作業で行われていたわけなんですけれども、中でも株を引き抜いて反転させる収穫作業が最も重労働だというようなことがございました。このため国、県、またメーカーなどが開発を進めておりまして、今年度から連続堀上反転機というものが省力化機械ということで出るということになりました。それが実用化されて本年度から補助対象とされたことによって、この事業を活用して本市の特産作物である落花生の生産性の向上に向けた支援をしていきたいというふうに考えております。

○京増藤江君

農家の方々が高齢化する中で、省力化のそういう機械化ということは本当に重要だと思います。また、個々の農家が機械を買うという場合には大変負担が大きいのですが、グループで、地区でこうやって機械をそろえていく、本当にいい方向ではないかと思います。それで今後ともそういうふうにしていくというご答弁だったと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

次に、先日林 政男議員が農業産出額について質問されました。その答弁については、平成18年度分の資料での答弁だったのですが、農業環境が著しく変化する中で、約10年前の資料で答弁せざるを得ないということは、本市において農業を基幹産業とみなしていないのではないかと、そのことは農業予算の構成費にもあらわれていると思うんです。平成27年度、28年度とわずか1.2パーセントしかない。その前も大変ずっと低い状況が続いているわけですから、先ほども人口を増やす、減らさない、そういうことも申し上げたのですが、やはり人口が増える、若い方たちが増えていく、定住していただくためには、地域経済が活性化しなければならないと思うんです。働く場所が必要。八街市のその産業を考えてみましたら、今さまざまな会社を呼び込むといっても、実際に誘致したところでも撤退が続いている状況ですから、本当によそを頼るとかいうのではなくて、八街市で本当に農業をどうしていくのか、またその農産物をどう加工していくのかと、そういうところでしっかりと産業を発展させていくということが必要だと思うんですけれども、ぜひ農業者の皆さんの要望に沿って、私は農業予算を増額することが必要だと思うんですけれども。

また、農業産出額など農業に関する資料を早急にまとめるなど、農業の活性化を求めたいと思うんですけれども、市長、この点についていかがでしょうか。予算の増額も含めましてお答え願います。

○経済環境部長（江澤利典君）

統計資料ということでございますけども、これについては、本市のみならず県、他市においても公表しているのは市町村別統計資料は平成18年度のままとされている状況でございます。これについては、今まで国に対しても市町村別の統計を公表していただけるよう再三要望しているところでございますので、今後におきましても引き続き強く要望していきたいと考えております。

また、農業予算の関係の拡充ということだと思いますけども、確かに八街市の農林水産業の予算については、平成24年度から申しますと、当初予算ベースですけども2億5千700万円、25年度が2億5千900万円、26年度が2億3千500万円、27年度が2億2千400万円、28年度が2億4千300万円のような形で、大体その辺の2億5千万円前後で推移しているのが現状でございます。

しかしながら、この一般会計の中ではこのような数字になっておりますけども、この予算の中でも反映されていないものが、例えば荒廃農地から農地への再生及び営農定着をする際には国・県の耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用して、八街市の協議会を通じて事業に取り組む農家へ支援をしていることもあります。

また、国の成年就農給付金及び市の単独事業である後継者育成支援の給付など、後継者対策にも力を入れているところでございます。さらに地方創生営農交付金を活用して、昨年度農業体験インターンシップのような事業も今年度も継続して実施する予定でございます。

また、民間施設でありますドギーズアイランドにおいては、今後農産物直売所も設置する方向で現在進めているところでございます。このようにさまざまな施策の展開を今後も引き続き継続して実施していきたいということと、今後農林水産業、魅力のある成長産業とするためにも地域資源を活用した6次産業化等によって所得を向上させ、地域に賑わいを取り戻すことも今後は重要な施策ではないかというふうには考えているところでございます。

最後になりますけども、今回参議院の選挙の後、秋口には大型補正の予算を国の方で検討しているということもございますので、その辺も今後注視していきたいと考えております。

○京増藤江君

八街市としても、農業後継者対策などをはじめ努力している部分というのは私も本当にあると思います。担当課も今後しっかりと取り組んでいかれるという答弁でございます。本当に八街市で地域経済をどうやって活性化するか、仕事おこしするかという点は、私は市民の皆さんが生きていく上で本当に重要課題だと思いますので、予算もしっかりつけていただいて安心して働ける、そういう街づくりをしていただきたいと思います。

次に、中小企業対策費についてなんですが、代弁者にかかる損失補償ということで、それからこの詳細について伺います。

○経済環境部長（江澤利典君）

今回の中小企業金融対策ということで、18万7千円の増という形で計上させていただきました。本市の中小企業の方の資金融資制度、市の中小企業資金融資条例を活用しておりま

すうち、事業者のうち1者の資金繰りが悪化して返済できなくなったということがございまして、本市と千葉県信用保証協会が交わした覚書に基づき、千葉県信用保証協会に代弁債をしていただいたということがございます。その中で、本市の負担分の損失補償金を計上したことにより、この18万7千円ということになっております。

なお、ここ数年で代弁債を行った状況でございますけれども、平成26年度に1件行ったというような経緯がございます。

○京増藤江君

26年度1件、それと今回1件ということなんですけれども、今消費税増税や物価高の中では、本当に資金繰りが大変苦しいところが増えているのではないかと思いますけれども、その中でこういう1件ということで、少ないように思うんですけれども、しっかりとこの資金繰りなどの貸し付けはされていくのかどうか、その点について伺います。

○経済環境部長（江澤利典君）

当然市とその方と信用保証協会と、あと金融関係が当然資金運営の融資の審査を受けて、市の方に利子補給というような形になっておりますので、確実にその辺は行われていると考えます。

○京増藤江君

きっとその貸し付けの基準というのは厳しい中で、本当に自転車操業をしなければならないような大変なところには貸し付けがされていないのではないかとこのように私は想像するんですけれども、それこそこの八街市の業者の皆さんが何とかやりくりができる、そういう対策をとっていただきたいなと思います。

次に、議案第10号に入ります。電算事業費について9ページ委託料ですけれども、社会保障・税番号制度システム整備業務の委託料でございますけれども、既にもう運用が開始されている中で、今後どのような整備が必要なのか。またその内容について伺いたいと思います。

それから、制度の整備については国がやることですから、国民がやってほしいと、八街市がやってほしいというふうに言う、そういう事業ではないわけですから、国が必要な整備の費用はするようにと私も共産党として要求してまいりましたし、市の方も申し入れをしてこられたと思うんですけれども、なぜ一般財源484万強が計上されるのか伺います。

○総務部長（武井義行君）

まず、業務につきましては、これにつきましては平成26年度、27年度におきましてシステムの改修、これは完了しております。ただ、これが平成29年7月から他の団体との連携が始まるわけですが、今回計上いたしましたこの委託につきましては、その総合運用として連携のテストを行うものでございます。

また、国の方からも経費を100パーセント出すべきであるということでございますけれども、これはそれぞれ100パーセント出ている部分と3分の2の部分の補助金がございます。これはいろいろと項目がございます。それらを積算した中でこういった市の負担も出てくると。この中にはこれから運用する市の負担金等も含まれておりますので、そういった

形で市の方の負担分もあるということでございます。

○京増藤江君

最初から整備については国が負担するということだったと思うんですけど、今の答弁では3分の2負担、この制度についても国が3分の2負担をして、3分の1自治体が出していく、そういうその整備の内容があるというふうなことなのかなと私はお聞きしたのですけれど、それでいいのか。

そして、また今後もさまざまな、次々にいろいろなことが運用されてくると思うんです。連携をいろいろな、今回は税や何かを連携するとか、またほかの事務所と連携するとか、そういうことがたびたび整備の必要が出てくると思うんですけど、そういうときに本当に国がやる制度に対して自治体が支出をしなければならないということは、本当に八街がこんなところに支出していいのかと。本当にもっと市民のために使わなければならない、そういう税金をこのところに使っていいのかというのがありますから、ぜひちょっとはっきりと私は3分の2の補助、そして3分の1は八街が出すというところの関係がよくわかりませんけれど、とにかく市が出さなくて済むような、そういうことをしっかりと要求していただきたいと。

それと、あと今まで市が負担してきたお金はどのぐらいあるのか伺います。

○総務部長（武井義行君）

先ほども言いましたように、26年、27年度でシステムの方を改修してまいりました。これまでにかけた総事業費を申し上げますと1億4千342万5千円、そのうちの一般財源が2千159万8千円となっております。また、これにつきましては、その一般分につきましては交付税措置がなされるということでございます。

○京増藤江君

ちょっとすみません、最後が聞こえませんでした。

○総務部長（武井義行君）

もう一度申し上げますと、これまでかかった総事業費1億4千342万5千円、そのうちの一般財源が2千159万8千円。一般財源分につきましては交付税措置があるということでございます。

○京増藤江君

一般財源から約2千150万円出すのだけれど、交付税で支出されると。もうこれは、これが最後ですからあれですけど、答弁をもらいたいけどもらえないのかなと思いますが、2千150万。本当にこれは全額交付をされるのか。本当にそういうことを実際に確かめてこられたとは思いますが、本当にそうあってほしいということを要望しておきたいと思います。

それでは終わります。

○議長（加藤 弘君）

以上で、京増藤江議員の質疑を終了します。

次に、丸山わき子議員の質疑を許します。

○丸山わき子君

それでは、私、3つの議案に対しまして質問をさせていただきます。

まず、議案第4号についてであります。これは専決処分を求める内容でございますが、27年度もこの5割、2割の軽減措置がございました。今度も軽減措置で拡充をしますよという内容でございますが、これは今回はどのくらいの対象者、また、27年度とあわせるとどのくらいの拡充になるのか。この軽減世帯の占める割合はどのくらいになるのかお伺いいたします。

○国保年金課長（和田文夫君）

お答えいたします。拡充する対象数についてでございますが、平成28年3月31日現在の対象数について、平成28年5月10日時点の所得情報により試算をいたしますと、5割軽減については、増加する対象数は均等割が61人、平等割が30世帯。2割軽減については、増加する対象数は均等割が85人、平等割が34世帯。対象数は、合わせまして均等割が146人、平等割が64世帯増加をするものと見込んでおります。

また、昨年度、平成27年度におきましても改正を行ったところでございますが、これにつきましては、合わせますと5割軽減については、昨年度は被保険者1人当たり24万5千円を26万円に改正しまして均等割が226人、平等割が107世帯。2割軽減について、同じく45万円を47万円に改正したところでございますが、このときの均等割が118人、平等割が45世帯の対象数を見込みました。今年度と昨年度の拡充見込みを加えますと、5割軽減については均等割が287人、平等割が137世帯、2割軽減については均等割が203人、平等割が79世帯の拡充を見込んでおります。

また、計減額については、昨年度の改正では総額で約686万円を見込んだところであり、今年度の軽減見込額236万5千25円を加えまして、約922万円の拡充を見込んでおります。

○丸山わき子君

軽減はされたわけなんですけども、国は年間1千700億円を用意して各自治体に軽減策を実施しますよということのようなんですけども、実質的にはその計減額の総額というのは思った以上には少なかったのではないかと。

そこでお伺いいたしますのは収納状況です。このことによって国保税の収納率にどのように影響してきているのか。その辺はどのように分析されましたか。

○国保年金課長（和田文夫君）

収納状況でございますが、平成27年度の正確な数値の方がまだちょっと把握できておりませんので、収納状況については26年の決算値で申し上げますと、これは所得階層別で最も滞納が多かった世帯が、年間所得なしの世帯で659世帯、滞納国保世帯の約20.8パーセント。次に年間所得が100万円以上200万円未満の世帯で、こちらの世帯数で621世帯、滞納国保世帯の19.6パーセント。次に未申告世帯が620世帯、滞納国保世帯

の19.6パーセントの順となっております。平成28年度、今回税率改正を行ったところでございまして、今回の軽減拡充による収納率の影響については、現時点ではちょっと判断をすることは大変難しいところでございますが、税率改正により資産割を廃止したこと、また昨年度の拡充に加え、今年度さらに軽減の対象となるかどうかの所得判定基準を引き上げ、対象者が拡大されることにより納めやすくなることから、低所得者の収納率向上につながるものと考えております。

○丸山わき子君

今回、27年度から始まっているこの軽減措置の拡充については、平成30年度に正式に始まる国保の広域化に向けての取り組みの一環なわけですね。国保加入者人口の1万人～5万人の自治体では、標準的な収納率を92パーセントにもっていくと。国の方がそういった施策を作って広域化に向けての取り組みが始まっているわけなんですけども、この一環として軽減措置をし、この収納率を高めていくのだということではやられているようなんですけども、実際にはまだ27年度の収納状況はわからないということなんですけども、どう見ても今の状況からはこの92パーセントまで収納率を引き上げられる、そういう状況はあるのかどうか、その辺についてはいかがなんでしょうか。

○国保年金課長（和田文夫君）

収納状況でございますが、平成28年5月末で約86パーセントの収納率が見込まれますので、前年度と比較しまして約1.6ポイント増加を見込んでおります。

また、先ほど申し上げていましたように、28年度分については税率改正がございますので、ちょっとやっぱり危惧されるところですが、納税相談等によりまして納付率の向上を図っていききたいと思います。

○丸山わき子君

私、大変国は無理な国保制度を押し付けようとしているわけですね、広域化をやるよと。そのためには各自治体の規模によって収納率をここまでにしなさいと。そのためには徴収強化も構わない、こう言いながら国はわずかのこういった助成で収納率を上げなさいよと。でも、この程度の国の助成では到底収納率を引き上げられる、そんな状況にはならないというふうに思います。大変広域化という問題につきましても、矛盾をはらんだままどっと飛び込んでいかなきゃならない状況になるのではないかと。そういう点では、私は本当に地方自治体も疲弊してしまう、そういう制度であるというふうに思っております。決して私はこの広域化にしていくという問題については賛成ではございません。

しかしながら、国が平成30年度に向けてわずかながらのこういう地方自治体への助成を出しているわけなんですけども、やはりこれは地方自治体としてこれではやっていけないよという意見もきちんと国に向けて持っていかなければならないというふうに思います。私、これは到底今の国のようなやり方では間に合わないということを国にもっと上げていく必要があるのではないかというふうに思いますが、市長はこの点についてどんなふうにお考えなんでしょうか。

○市長（北村新司君）

その件につきましても、千葉県市長会、全国市長会でたびたび要望決議をしております。新制度に移行する間、国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、都道府県と市町村の適切な役割分担ごと国保の広域化を推進するとともに、国庫負担割の引き上げなど国保財政基盤の拡充強化を図り、国の責任と負担において実効ある措置を講じること、特に低所得者層に対する負担軽減策を拡充、強化するとともに低所得者を多く抱える保険者への支援を強化するというようなことで、しっかり国に要望してあります。

○丸山わき子君

市長は要望してありますと、市長会を通じて。言われますけども、しかしながら、この程度の国の支援で平成30年度、あと2年後収納率を92パーセントまで引き上げるなんということはもう到底あり得ないことです。ましてや八街市はこれも国の指導があったと思うんですけども、国保税の引き上げをやっているわけです。市民の皆さんにとってはもう大変な負担感を持っています。本当に納められるのか、今度はどれぐらい国保税納入の通知が来るのかということで不安を持っています。そういう中で国保税のこの収納率がアップするということは到底考えられません。大変こういった点での矛盾を抱えている自治体ですので、これは本当に強力に国に対して意見を言っていく必要がある、このように思います。是非こういう点での市長の取り組みを強化していただきたいことを申し上げます。

それから、次の議案第6号なんでございますが、これは個人情報の提供に関する条例の一部改正ということで、マイナンバー導入ということで始まっているわけなんですけれども、担当課としては市民のこのマイナンバーに関する理解度、どの程度理解が深まっているのか把握されていますでしょうか。

○市民部長（山本雅章君）

マイナンバー制度につきましては、国の方でも広報活動を行ってるほか、市におきましても市民の皆様にご理解いただくために、これまでに広報やちまたへの掲載、注意の喚起、通知カードが送付されますですとか、個人番号カードが交付開始されますとか、そういったお知らせをしまいいりました。そのほかポスター掲示、それから窓口へパンフレットを置くなど、そういった取り組みをする中でマイナンバー制度の周知に努めてまいりました。ですので、一定の周知は図られているものだというふうに理解をしております。

○丸山わき子君

この制度は、もう本当に国が見切り発車をしてしまったという点では、市民の皆さんはいまだに何だという、そういうご意見を伺います。本当に市民が納得できないままなんだなというのを改めて感じるところなんですけど、この間導入に関してパンフレット、あるいは広報とお知らせしたよというようなことなんですけど、いまだに理解できない方はいるわけですから、これは、マイナンバーはこういうふうにして今は利用していますよ、こういう点では注意してくださいよ、それはもうずっと続けていかなければならない問題ではないかというふうに思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○市民部長（山本雅章君）

マイナンバーにつきましては、今後も特に高齢者の方ですとかそういった方で誤解をされていらっしゃる方もおられるでしょうし、また犯罪の被害に巻き込まれるという可能性もございましょうから、今後も引き続き必要な周知啓発は行っていきたいと考えております。

○丸山わき子君

ぜひ、そういう点では慎重な対応をしていていただきたいというふうに思います。

それから、独自利用事務についてなんですけれども、これは今回6項目、3課にわたって独自利用事務の条例制定となるわけなんですけれども、具体的にはどういう内容なのか伺います。

○市民部長（山本雅章君）

今回の条例改正で独自利用事務として追加するもの6点ございまして、まず1点目ですが、1点目は国民健康保険法による保険事業の実施に係る対象者の判定に関する事務ということで、利用情報としましては障がい者関係情報及び介護保険関係情報でございます。この内容ですが、国民健康保険加入者を対象として行う特定健診を実施するにあたり、障害や介護により施設入所をされている方は入所施設で検診を行うため、健診の対象から除く必要がございますので、これを利用事務として条例で定めるというものでございます。

それから2点目は、予防接種法による予防接種の実施に係る対象者の判定に関する事務で、利用情報は障がい者関係情報でございます。内容ですが、65歳以上を対象とする高齢者インフルエンザ及び高齢者肺炎球菌の予防接種を実施するにあたり、対象年齢より前の60歳～64歳までの方で心臓等の障害で身体障害者手帳1級をお持ちの方はこれら接種の対象となります。ですので、これを独自利用事務として条例で定めるものでございます。

それから3点目は、母子保健法による保健指導の実施に関する事務で、利用情報は生活保護関係情報及び障がい者関係情報でございます。内容は、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進を図るために必要な保健指導を行うにあたり支援を必要とする母子の早期発見、的確な支援、指導、助言を行う必要がありますので条例で定めるものでございます。

それから4点目は、健康増進法による健康増進事業の実施に係る対象者の判定に関する事務で、利用情報は生活保護関係情報及び中国残留邦人等支援給付関係情報でございます。内容は、保険者が実施する特定健康診査の対象とならない生活保護受給者及び中国残留邦人等支援受給者を対象とする特定健診を実施する必要がありますので、条例で定めるものでございます。

5点目は、高齢者の医療の確保に関する法律による保険事業の実施に係る対象者の判定に関する事務で、利用情報は障がい者関係情報及び介護保険関係情報でございます。内容は、後期高齢者医療保険加入者を対象として行う特定健診を実施するにあたり、障害や介護により施設入所されている方は入所施設で健康診査を行うことから、健診の対象から除く必要があるため条例で定めるというものでございます。

最後、6点目ですが、生活保護法による生活保護の決定に関する事務で、利用情報は地方

税関係情報でございます。内容は、生活保護の決定にあたり固定資産税及び軽自動車税の情報を活用するために条例で定めるものでございます。なお、市民税につきましては番号法の方で定められておりますので、条例で整備する必要はございません。

以上のとおりです。

○丸山わき子君

それでは、これは申請時に、あるいは事務を手續するにあたって把握をしなければならないということで、これを利用しますよということなわけですね。今後検討されているこういった独自利用事務、これはあるのかどうか、その辺についてはどうでしょう。

○市民部長（山本雅章君）

現在のところ、今回条例改正に上げた6点でございまして、今後もしかしたら発生する既存の事務で事務量が増えるといった状況とかが生まれてきますと、やはり電算処理関係に頼らざるを得ませんので、既存事務においても出る可能性はあるというふうに思っております。

それから、一番可能性が高いのは、県から権限移譲事務として移譲される場合に、このような独自利用をしなければならない事務が発生することがあり得るものだというふうに思っております。

○丸山わき子君

1点、例えば生活保護の問題で、申請するにあたって全ての機関に、いろんな機関に調査していただいても構いませんよという書類を一筆書いてもらっていますよね。中には「いや、それは困りますよ」という方もいらっしゃると思うんです。今回この内容ですと、そういった住民の皆さんの「いや、困りますよ」というそういう声というのは反映されるのかどうか、その辺どうなんですか。

○市民部長（山本雅章君）

今回の改正に上げておりますものは、例えば予防接種関係で申しますと、個人宛てに通知を差し上げているわけなんですけど、独自利用をしない場合には、せっかく該当になっているのに通知が行かないという結果を招くということにもなって、ちょっと対象者の方がご自分で情報を探さないと対象者であるということがわからなくなってしまうということもございます。ただし、生活保護なんかですと、単純に保護決定までの時間短縮、事務の効率化ですね、ここら辺が進んでいくということになります。

○丸山わき子君

ただ、生活保護に関しましては、やはり生活権を認めるという点で、調査に関しては「いや、しないでほしい」という、そういうことは多々問題になってくるんですね。そういう点で、一方的に「これはボタン1つでわかっちゃいます、だから使いますよ」ではなくて、やはりそういった人権、生活権を認めていくという立場では、果たして調査に関して、先ほどは地方税関係の固定資産、軽自動車に関して調べられますということを言われていたのですが、果たしてそういったやり方でいいのかというのが、大変私はひっかかると思います。

それと、安全性の確保の問題であります。これは、本当にボタン1つでたくさんの情報を見ることができるわけで、その辺についてはどのように安全性を確保するのか、その辺はいかがなんでしょうか。

○市民部長（山本雅章君）

安全性の確保ということでございますが、まずシステム面での安全性、それからあと人的な面での安全性、こういったものが求められてくるのだと思いますが、まずシステムの面で申し上げますと、これまで各種の電算の改修業務ですね、外部から不正侵入されないような改修、それらをもろもろ行ってきたほか、まず、基本的には個人情報というものは分散管理するということで、特定の機関が一括管理をするということがまずないということ。それから、情報にアクセスできる職員は制限、それから管理をされている、履歴等が残ってしまうというような措置がとられております。それから、行政機関の間での通信、これは暗号化されているという、そのような措置がとられるということになっております。

それから、あと人的な面なんですけど、これは市でこれまで行ってきたものとしまして、まず昨年ですが、全職員を対象とした研修会の開催、この研修会におきましてはマイナンバーの概要、それから厳格な運用が求められること、また不正な運用を行った場合は処罰の対象となるということ、それから罰則がさらに強化されたことなどを周知しております。

また、窓口を担当する職員は、今申し上げた研修を受けてもらう以外に、窓口担当職員を対象とした研修会というものも開催をしております、より詳細な説明を行ってきたというところで職員に周知をしております。

それから最後に、これは基本的なことなんですけど、個人のパソコンやあとUSBメモリ、こういったものに個人情報を取り込むことはシステムの的に不可能である、取り込むことができないというふうになっておりますので、USBメモリとかそういったものに入れて持ち帰るということは、もうシステムの的にできないようになっております。

○丸山わき子君

この安全性の確保のところで、職員が実際には全部見られるという、それは特定の職員だけだよということなんですけども、その特定の職員というのはどういう方が特定の職員となるのかお伺いいたします。

○市民部長（山本雅章君）

これは主に窓口を担当する職員ですね、市民課ですとか課税課、納税課等。そういった窓口担当を行うところがメインとなっております。

○丸山わき子君

限られた職員で対応していくというようなことのようにございますが、大変人的な部分でも大変問題をはらむことがあるのではないかなというようなことで、大変これは慎重な対応が求められるということを申し上げておきます。

次に、議案第8号の一般会計の補正予算であります。今回12ページ、市営住宅の解体撤去工事381万円が計上されております。今回は3棟8戸ということなんですけども、この

解体費用の積算がどのようにされているのかお伺いいたします。

○建設部長（河野政弘君）

解体費用の積算の内容ということでございますが、主な工事内容といたしましては、まず市等による仮囲いによる仮設工事、それから解体にあたりましての人件費、あるいは重機などの工事費、それから立木、樹木の伐採費、それから解体により発生しました廃材の分別、運搬、それから処理費、それとそのほか管理費としての共通費、あるいは一般管理費、そういうものを含めまして今回の予算計上となっております。

○丸山わき子君

今回は交進住宅ということなんですけども、先達ても一般質問いたしました。市内の九十九路、長谷団地以外の住宅はもう到底耐えられない悲惨な老朽化の状況でございます。そういう点では、今後解体をし、安全な住宅を提供していかなければならないと。今後撤去対象戸数は181戸あるわけで、この解体計画、どのように進めようとしているのか再度お伺いしたいと思います。

○建設部長（河野政弘君）

今、公募停止をしている住宅につきましては、ご指摘のとおり老朽化が進んでおりますので、入居されている方には移転をしていただくという方法がよいと考えております。または移転の交渉につきましては適宜行っているところでございますけれども、住んでいる方におきましても地域、あるいは住みなれた住宅、そういうことでありますし、家賃的にも低廉であるというようなことから、なかなか進展していないというのが実情でございます。市が強制的にも行うこともできません。今後、さらに交渉を進めるにあたっての方策、支援を含めたそういう方策を移転交渉にあたって検討してまいりたいと考えております。

なお、また転居などによりまして解体、それから撤去が可能となった住宅については、順次解体、撤去して安全管理に努めてまいりたいと考えております。

○丸山わき子君

今まで八街の住宅マスタープランに基づいて改築していきますといったときに、富士見団地では住宅に住んでいる方々に同じ市営住宅、長谷、九十九路に転居してくださいということでその取り組みを進めたのですけど、その後富士見団地をこのように建設して、また帰ってきて生活できますよ、そういう具体的な計画が一切示されなかったんですね。ただ建て直しをしますから、とにかく転居してください。それだけに住民の皆さんは納得できなかったわけですね。いまだにあのまばら的に在住されているという状況があったという、それがいつの間にかその計画が吹き飛んでしまったということで、やはり私はもうここまで来てあの老朽化した住宅、これ以上はもう住民の皆さんは住んでいただくわけにはいかないと。

ですから、仮設という言い方は大変失礼ですけども、当面住める住宅を、簡易の住宅を建て直し、そしてそこに転居していただいて新たにきちんとした住宅を作るとか、そういったことも必要ではないか。先ほど部長が言われたように、長く住むとその地域性というのが本当に肌に合い、そこに長く住んでいたい、そのように思われている方は大勢いらっしゃるか

と思うんです。そういう点では、やはりそういった住宅政策をきちんと持って住民の皆さんに説明していただいて、それで今後の住宅建設を進めていただきたい、そこで私は2番目に住宅マスタープランということをお伺いしたいのですけども、やはり低廉な住宅を提供していくというのは地方自治体の果たす役割であると。今までの答弁、以前の議会の答弁の中では、長谷団地あるいは九十九路団地のあいているところに入っていただきますと、こういった答弁がございました。しかし、高齢者にとって長谷団地、九十九路団地に住むということはもう到底無理ですね、階段がある。そういった点で、本当に高齢者が安心して暮らせる住宅づくりをぜひこのマスタープランの中で検討していただきたいというふうに思うわけです。

この間も答弁の中で明らかになったように、7割近くの方々が高齢者となっています、入居者の。ですから、そういう意味では、こういった八街市の入居者のニーズに応えたそういう取り組みが今最も求められているというふうに思います。そういう点で、私は早急にこの今後の八街市の住宅のマスタープランを作っていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょう。

○建設部長（河野政弘君）

前の八街市公営住宅再生プランにつきましては、平成5年度に策定されておりましたが、近年は市営住宅がかなり老朽化しているという一方で、民間賃貸住宅が増加していると、そのような社会情勢の変化もございまして市営住宅への応募件数も減少し、退去者が入居者を上回るというような状況でございます。これらの状況などを踏まえた中で、九十九路、長谷団地、2団地と県営住宅も八街市には3団地ございますので、それらも含めた中では近隣自治体の整備状況と比較いたしましても劣るものではないということで、見直し作業を行うことなく、平成25年度に一応廃止という形に経過をとっております。

したがいまして、今後も維持管理をしていく九十九路、長谷の方も30年以上経過しておりまして、老朽化という点でも懸念しているところでございます。そういうものを計画的な修繕を行っていくということで、まずはその公営住宅の長寿命化計画、この辺の策定を行ってまいりたいと考えております。

また、先ほども申し上げましたけれども、移転するにあたって、移転することでかなり負担がかかるかと思っておりますので、その辺のルール作りをする中で市営住宅の集約、整理、そういうことを行いまして、さらに、何よりいたしましても土地がございませんとできませんので、市有地の有効活用ということにも配慮して進めてまいりたいと思います。

○丸山わき子君

今県営住宅がありましたというような答弁がございましたけども、じゃあこの県営住宅に八街の方がどのくらい入っているのか、入れるのか。大変競争率も高い団地もあって、なかなか八街市民が入れる状況はないのです。ですから、やはり県営住宅というのは県全体の入居者を迎え入れるわけですから、あまり私は対象にはできないのではないかと。やはり八街市の市民の皆さんが低廉な条件のもとに入れると。

今、長谷、九十九路がかなり空き家となっていますね。これは民間の住宅があるからでは

ございません。これは、なぜあいてしまっているかというと、八街市は滞納していたら入れませんよというペナルティーがあるわけですよ。結局こういうことによって空き家を出しちやっているわけです。低廉な住宅を提供していくというのは自治体の仕事なわけですから、私は、例えば滞納してしまったら、そういう方々にはきちんと今後は税金を支払っていきますと、そういう誓約をする中で入居していただくと。滞納する方はもう入れませんということでみんな追い出してしまっている状況。これでは住宅政策になっていないというふうに思います。そういう点で、本当に市民の皆さんが安心して暮らせる、八街に定住できる、そういう街づくりをぜひこの住宅政策を進める中で検討していただきたい、このことを申し上げまして私の質問を終わります。

○議長（加藤 弘君）

以上で、丸山わき子議員の質疑を終了します。

これで通告による質疑は全て終了しました。

お諮りします。議案第2号から議案第5号の専決処分の承認を求めることについては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに討論及び採決を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 弘君）

ご異議なしと認めます。

議案第2号から議案第5号の討論通告受付のため、しばらく休憩しますので、休憩時間中に通告するようお願いします。

再開時刻は事務局よりご連絡いたします。

しばらく休憩します。

（休憩 午前11時18分）

（再開 午前11時29分）

○議長（加藤 弘君）

再開します。

討論の通告はありません。これで討論を終了します。

これから採決を行います。

採決は分割して行います。

議案第2号、専決処分の承認を求めることについて、八街市税条例等の一部改正を採決します。この議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（加藤 弘君）

起立全員です。議案第2号は承認されました。

次に、議案第3号、専決処分の承認を求めることについて、八街市都市計画税条例の一部改正を採決します。この議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 全員)

○議長（加藤 弘君）

起立全員です。議案第3号は承認されました。

次に、議案第4号、専決処分の承認を求めることについて、八街市国民健康保険税条例の一部改正を採決します。この議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 全員)

○議長（加藤 弘君）

起立全員です。議案第4号は承認されました。

次に、議案第5号、専決処分の承認を求めることについて、平成27年度八街市水道事業会計補正予算を採決します。この議案を承認することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立 全員)

起立全員です。議案第5号は承認されました。

議題となっています議案第6号から議案第8号、及び議案第10号を配付してあります議案付託表のとおり、各常任委員会に付託します。

議案付託表に誤りがあった場合は、議長が処理することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（加藤 弘君）

ご異議なしと認めます。

なお、議案付託表により、各常任委員会の開催日の通知とします。

日程第2、休会の件を議題とします。

明日6月10日から20日までの11日間を、各常任委員会の開催及び議事都合のため、休会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（加藤 弘君）

ご異議なしと認めます。6月10日から20日までの11日間を休会することに決定しました。

本日の日程は全て終了しました。

本日の会議はこれで終了します。

6月21日は午前10時から本会議を開き、委員長報告、質疑、討論及び採決を行います。議員の皆様申し上げます。この後、議員親睦会総会を開催しますので、関係する議員は議員控室にお集まりください。

議会改革検討協議会は、午後1時30分より、第2会議室で開催します。

ご苦労さまでした。

(散会 午前11時33分)

○本日の会議に付した事件

1. 議案第2号から議案第8号、議案第10号

質疑、委員会付託

2. 休会の件

.....
議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（八街市税条例等の一部改正）

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（八街市都市計画税条例の一部改正）

議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（八街市国民健康保険税条例の一部改正）

議案第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度八街市水道事業会計補正予算）

議案第6号 八街市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 八街市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 平成28年度八街市一般会計補正予算について

議案第10号 平成28年度八街市一般会計補正予算について